

第 2 号議案

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う
関係条例の整理に関する条例の制定について

申請書等の押印を求めることの見直しに伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 3 年 6 月 7 日提出

亀岡市長 桂 川 孝 裕

申請書等の押印を求めることの見直しに
伴う関係条例の整理に関する条例

(亀岡市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 亀岡市固定資産評価審査委員会条例（昭和 30 年亀岡市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項を削り、同条中第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

(亀岡市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 亀岡市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 30 年亀岡市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

申請書等の押印を求めることの見直しに
伴う関係条例の整理に関する条例案要綱

- 1 行政手続の簡素化による市民負担の軽減及び国において進められている押印廃止の取組との整合を図るための申請書等の押印を求めることの見直しに伴い、関係する2条例について、所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例は、公布の日から施行すること。